

宮城県公報

発行
宮城県
(総務部県政情報・文書課)
宮城県仙台市青葉区
本町三丁目8番1号
電話 022(211)2267
(毎週火、金曜日発行)

目次

告示

ページ

- 有害図書類の指定 (共同参画社会推進課) 一
- 生活保護法による医療機関の指定 (社会福祉課) 二
- 生活保護法による指定医療機関の廃止の届出 (同) 三
- 生活保護法による指定医療機関の変更の届出 (同) 三
- 生活保護法による指定介護機関の廃止の届出 (同) 三
- 生活保護法による指定介護機関の変更の届出 (同) 三
- 生活保護法による指定介護機関の廃止の届出 (同) 四
- 生活保護法による指定介護機関の変更の届出 (同) 四
- 生活保護法による指定介護機関の廃止の届出 (同) 五
- 生活保護法による指定介護機関の変更の届出 (同) 五
- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス事業者の廃止の届出 (障害福祉課) 五
- 農業振興地域の変更(二件) (農業振興課) 五
- 平成十九年宮城県告示第三百十八号(漁業災害補償法に基づく漁業共済に係る加入区の設定)の一部改正 (水産林政総務課) 六
- 漁業災害補償法に基づく同意の届出の審査結果(区域内特定養殖業者)(五件) (同) 六
- 道路の区域変更 (道路課) 八
- 道路の供用開始 (同) 八
- 土地改良区役員の就任及び退任の届出 (仙台地方振興事務所) 八
- 政府調達に関する協定の適用を受ける調達に係る入札の公告 (新産業振興課) 九
- 砂利採取業務主任者試験の実施 (産業立地推進課) 一
- 政府調達に関する協定の適用を受ける調達に係る入札の公告 (道路課) 一

○開発行為に関する工事の完了

○政府調達に関する協定の適用を受ける調達に係る落札者の決定

選挙管理委員会

○政治団体の届出

○政治団体の届出事項の異動届

○政治団体の解散届

○政治団体の収支報告書の要旨の公表(令和三年分)

○政治団体の収支報告書の要旨の公表(令和四年分)

○政治団体の収支報告書の要旨の公表(令和五年分)

○資金管理団体の届出

監査委員

○定期監査の結果の公表(二件)

告示

○宮城県告示第五百八十五号

青少年健全育成条例(昭和三十五年宮城県条例第十三号)第十八条第一項の規定により、次のものを青少年に有害な図書類として指定する。

令和五年九月十五日

宮城県知事 村井嘉浩

一 指定図書類

番号	種類	図書類の名称	発行所
一	雑誌	麗人 9月号 2023 0961319	株式会社竹書房
二	雑誌	コミック艶vol.28 67603122	株式会社リイド社
三	書籍	芸能美女衝撃ハプニング限界突破Specia ISBN9781418671419171	株式会社ブレインハウス
四	雑誌	裏モノJAPAN10月号 2023 01805110	株式会社鉄人社
五	雑誌	実話ナックルズSPECIAL2023夏	株式会社大洋図書

六	雑誌	68548177 実話ナックルズGOLDドキュメントVol.1	株式会社大洋図書
七	書籍	8 68548190 芸能お宝最新特報BUZOOON!!!VOL.13 ISBN9781418921217051	株式会社インテルフィン
八	雑誌	2 実話ナックルズ 10月号 04877110	株式会社大洋図書

二 指定理由

図書類の内容が、一から三の図書類にあつては、著しく性的感情を刺激し、四から八の図書類にあつては、著しく性的感情を刺激し、かつ著しく犯罪を誘発するため、青少年の健全な育成を阻害すると認められる。

○宮城県告示第五百八十六号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第四十九条（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項の規定によりその例によるものとされた場合を含む。）の規定により、医療機関として次のとおり指定した。

令和五年九月十五日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
カワチ薬局古川駅東店	大崎市古川駅東二一〇一六	令和五年七月一日
アイベル薬局築館店	栗原市築館伊豆一丁目八番六号	令和五年七月一日
訪問看護ステーションあやめ名取	名取市植松四一七三三三コーポマツシマ一〇一号室	令和五年六月一日
ひがし薬局七ヶ宿	刈田郡七ヶ宿町字関一八四番地一	令和五年五月一日
たかはし二丁目薬局	多賀城市高橋二一五二七	令和五年六月一日
登米診療所	登米市登米町寺池核小路一三二番地一	令和五年五月一日

すみい薬局	石巻市住吉町一丁目八四六	令和五年七月一日
つきだてこどもクリニック	栗原市築館伊豆一丁目一〇一三五	令和五年七月一日
サミー薬局りんくう店	名取市杜せきのした五丁目六九	令和五年七月一日
ほのか定期巡回・随時対応型訪問介護看護ステーション	大崎市古川北稲葉三丁目一三三四	令和四年十月七日
ケアブレτζ美里ケア所 らす中埠訪問看護事業所	遠田郡美里町中埠字丸池二九番地	令和二年五月一日
さくら薬局	角田市佐倉字畑田南二一六	令和四年十月四日
いとう薬局巨理店	巨理郡巨理町字狐塚一一	令和四年九月七日
末広調剤薬局	岩沼市末広二一七	令和四年十一月十七日
奥羽調剤薬局大河原店	柴田郡大河原町字新東二一六	令和五年七月一日
真壁病院	東松島市矢本字鹿石前一〇九一四	令和五年一月一日
こばやしクリニック	岩沼市土ヶ崎二丁目三一〇	令和五年四月一日
岩沼ふたき歯科	岩沼市二木一一四一一	令和五年三月一日
いとうハートクリニック	柴田郡大河原町字新東二二一四	令和五年七月一日
すこやか訪問看護ステーション	巨理郡巨理町吉田字原二四七番地一九	令和五年七月十五日
結城記念みなと産婦人科クリニック	登米市迫町佐沼字小金丁二二番地五	令和五年七月一日
せいしの歯科医院	多賀城市東田中二四〇一三二一〇二	令和二年十月一日
古川ファミリー歯科・矯正歯科	大崎市古川沢田字筒場浦八二イオンタウン古川内	令和五年六月五日
訪問看護ステーションあおい	東松島市矢本字鹿石前一〇九一四	令和五年六月一日
佐沼青葉調剤薬局	登米市迫町佐沼字小金丁一〇一五	令和四年十月一日
エヌ・ワイヤもと薬局	東松島市矢本字大溜三四七番地	令和五年六月一日

佐藤医院

刈田郡蔵王町宮字町三六

令和五年二月一日

○宮城県告示第五百八十七号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十条の二（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項の規定によりその例によるものとされた場合を含む。）の規定により、指定医療機関から次のとおり廃止した旨届出があった。

令和五年九月十五日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

名 称	所 在 地	廃 止 年 月 日
かさま第2歯科医院	登米市石越町南郷字矢作一四一―二	令和五年三月三十一日
乾歯科医院	柴田郡柴田町槻木下町三丁目一―二〇	令和五年三月三十一日
株式会社 アサヒ薬局	塩釜市港町二丁目五―一〇	令和五年三月三十一日
涌谷中央医院	遠田郡涌谷町涌谷字日向町三五	令和五年四月一日
かみ薬局	加美郡色麻町四竈字北河原一―四	令和五年四月一日
今秀薬局中央店	栗原市築館留場桜町一八―一	令和五年四月三十日
中川薬局利府店	宮城郡利府町青山二―一―一〇	令和五年四月三十日
医療法人社団みやぎ東部循環器科	東松島市赤井字八反谷地九六番地一	令和五年五月九日
明石台内科	富谷市明石台五―一―四	令和五年六月三十日

○宮城県告示第五百八十八号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十条の二（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項の規定によりその例によるものとされた場合を含む。）の規定により、指定医療機関から次のとおり変更した旨届出があった。

令和五年九月十五日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

名 称	所 在 地	変 更 年 月 日
変更前 鈴木ゆうクリニック	名取市手倉田字八幡三三八―八	令和五年一月一日
変更後 名取とおる内科・糖尿 病クリニック	名取市手倉田字八幡三三八―八	

○宮城県告示第五百八十九号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十四条の二第一項（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項の規定によりその例によるものとされた場合を含む。）の規定により、指定介護機関として次のとおり廃止した。

令和五年九月十五日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

事業所の名称	事業所の所在地	申請者の名称	申請者の所在地	介護サービス名	廃止年月日
大崎市社会福祉協議会 田尻ヘルパーステーション	大崎市田尻沼部字富岡浦二九	社会福祉法人 大崎市社会福祉協議会	大崎市古川三日町二丁目五番一 号	訪問介護 訪問型サービス	令和五年三月三十一日
大崎市社会福祉協議会 古川中央居宅介護支援事業所	大崎市古川北稲葉二丁目二番一 〇号	社会福祉法人 大崎市社会福祉協議会	大崎市古川三日町二丁目五番一 号	居宅介護支援	令和五年七月一日
大崎市社会福祉協議会 古川大宮居宅介護支援事業所	大崎市古川大宮七丁目二番三 号	社会福祉法人 大崎市社会福祉協議会	大崎市古川三日町二丁目五番一 号	居宅介護支援	令和五年七月一日

○宮城県告示第五百九十号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第五十四条の二第二項（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項の規定によりその例によるものとされた場合を含む。）の規定により指定した指定介護機関から、次のとおり変更した旨届出があった。

令和五年九月十五日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

新	旧	新	旧	新	旧	新	旧	新	旧	事業所の名称	事業所の所在地	申請者の名称	開設者の名称	申請者の所在地	変更年月日
										大崎市社会福祉協議会志田ヘルパーステーション	大崎市松山千石字広田一（大崎市松山保健福祉センター内）	社会福祉法人大崎市社会福祉協議会	社会福祉法人大崎市社会福祉協議会	大崎市古川三日町二丁目五番一 号	令和五年四月一日
										大崎市社会福祉協議会大崎東部ヘルパーステーション	大崎市鳴子温泉字末沢一番地 大崎鳴子保健・医療・福祉総合センター内	社会福祉法人大崎市社会福祉協議会	社会福祉法人大崎市社会福祉協議会	大崎市古川三日町二丁目五番一 号	令和五年四月一日
										大崎市社会福祉協議会大崎西部ヘルパーステーション	大崎市岩出山字下川原町一〇〇番地八 大崎市内	社会福祉法人大崎市社会福祉協議会	社会福祉法人大崎市社会福祉協議会	大崎市古川三日町二丁目五番一 号	令和五年四月一日
										大崎市社会福祉協議会大崎中央ヘルパーステーション	大崎市古川宮沢字裏馬田町三七	社会福祉法人大崎市社会福祉協議会	社会福祉法人大崎市社会福祉協議会	大崎市古川三日町二丁目五番一 号	令和五年四月一日
										健康倶楽部多賀城居宅介護支援事業所	多賀城市高崎二丁目一番四一〇号 シェリーパーク二	株式会社アルテディア	株式会社アルテディア	東京都千代田区神田錦町三丁目二 三	令和五年四月一日
										デイサービスセンター健康倶楽部多賀城	多賀城市高崎三丁目二九番一 号	株式会社アルテディア	株式会社アルテディア	東京都千代田区神田錦町三丁目二 三	令和五年四月一日

新	大崎市社会福祉協議会古川居宅介護支援事業所	大崎市古川保柳字中江一番八号	株式会社アルテディア S O U シニアケア株式会社 社会福祉法人大崎市社会福祉協議会	東京都千代田区神田錦町三丁目二三 メットライフ神田錦町ビル七階	令和五年四月一日
旧	大崎市社会福祉協議会古川西部居宅介護支援事業所	大崎市古川大宮七丁目二番三号	大崎市古川三日町二丁目五番一号		令和五年七月一日
新					
旧					

○宮城県告示第五百九十一号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十五条において準用する同法第五十条の二（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項の規定によりその例によるものとされた場合を含む。）の規定により、指定施術者から次のとおり変更した旨届出があった。

令和五年九月十五日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

変更前	氏 名	施設所の名称	住所又は施設所の所在地	変更年月日
高野 能成		サンサン接骨院	仙台市宮城野区宮城野二一三 一七 コーポ佐藤一〇三号	令和五年三月一日
変更後			仙台市宮城野区宮千代二一一 二四 コーポF一	

○宮城県告示第五百九十二号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第四十六条第二項の規定により、指定障害福祉サービス事業者から次のとおり事業を廃止する旨届出があったので、同法第五十一条第二号の規定により告示する。

令和五年九月十五日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

事業所番号	事業所の名称及び所在地	廃止する指定障害福祉サービスの種類	設置者名	廃止年月日
〇四一〇二〇〇五二二	なのはな居宅介護センター 石巻市大街道西一丁目四一七ソラーナ参 番館一〇一七号	居宅介護	株式会社イコ ール	令和五年八月三十一日

〇四二〇二一〇三九五	グループホームこだ ま 石巻市大街道東一丁目十番六十号	共同生活援助	医療法人有恒 会	令和五年八月三十一日
------------	-----------------------------------	--------	-------------	------------

○宮城県告示第五百九十三号

農業振興地域の整備に関する法律（昭和四十四年法律第五十八号）第七条第一項の規定により、令和三年宮城県告示第八百二十五号（農業振興地域の指定）で指定した農業振興地域を次のように変更し、令和五年九月十五日から施行する。

なお、その関係図面は、宮城県庁（農政部農業振興課）及び宮城県仙台台地方振興事務所に備え置いて縦覧に供する。

令和五年九月十五日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

変更後の地域

別冊一のとおり

○宮城県告示第五百九十四号

農業振興地域の整備に関する法律（昭和四十四年法律第五十八号）第七条第一項の規定により、令和二年宮城県告示第二百五十七号（農業振興地域の指定）で指定した農業振興地域を次のように変更し、令和五年九月十五日から施行する。

なお、その関係図面は、宮城県庁（農政部農業振興課）及び宮城県北部地方振興事務所に備え置いて縦覧に供する。

令和五年九月十五日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

変更後の地域

別冊二のとおり

○宮城県告示第五百九十五号

平成十九年宮城県告示第三百十八号（漁業災害補償法に基づく漁業共済に係る加入区の設定）の一部を次のように改正し、令和五年九月一日から施行する。

令和五年九月十五日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

法第百四条第一号に掲げる漁業（あわびをこる漁業）の表宮城県第6加入区の項及び宮城県第7加入区の項中「共第104号」を「共第105号」に改め、同表宮城県第8加入区の項及び宮城県第9加入区の項中「共第105号」を「共第106号」に改め、同表宮城県第10加入区の項及び宮城県第11加入区の項中「共第106号」を「共第107号」に改め、同表宮城県第12加入区の項及び宮城県第13加入区の項中「共第107号」を「共第108号」に改め、同表宮城県第14加入区の項及び宮城県第15加入区の項中「共第108号」を「共第109号」に改め、同表宮城県第16加入区の項及び宮城県第17加入区の項中「共第109号及び共第110号」を「共第110号及び共第111号」に改め、同表宮城県第18加入区の項及び宮城県第19加入区の項中「共第110号及び共第111号」を「共第111号及び共第112号」に改め、同表宮城県第20加入区の項及び宮城県第21加入区の項中「共第112号」を「共第113号」に改め、同表宮城県第22加入区の項及び宮城県第23加入区の項中「共第114号」を「共第115号」に改め、同表宮城県第24加入区の項及び宮城県第25加入区の項中「共第115号」を「共第116号」に改め、同表宮城県第26加入区の項及び宮城県第27加入区の項中「共第117号及び共第122号」を「共第118号」に改め、同表宮城県第28加入区の項中「共第118号」を「共第119号」に改め、同表宮城県第29加入区の項中「共第119号」を「共第120号」に改め、同表宮城県第40加入区の項中「共第120号」を「共第121号」に改め、同表宮城県第41加入区の項及び宮城県第42加入区の項中「共第123号」の次「及び共第124号」を加え、同表宮城県第43加入区の項及び宮城県第44加入区の項中「共第121号、共第122号、共第124号及び共第127号」を「共第122号、共第123号、共第125号及び共第128号」に改め、同表宮城県第45加入区の項及び宮城県第46加入区の項中「共第121号、共第124号及び共第127号」を「共第122号、共第125号及び共第128号」に改め、同表宮城県第47加入区の項及び宮城県第48加入区の項中「共第124号及び共第127号」を「共第125号及び共第128号」に改め、同表宮城県第49加入区の項から宮城県第52加入区の項までの項中「共第125号及び共第127号」を「共第126号及び共第128号」に改め、同表宮城県第53加入区の項及び宮城県第54加入区の項中「共第127号、共第129号及び共第131号」を「共第128号、共第130号及び共第132号」に改め、同表宮城県第55加入区の項及び宮城県第56加入区の項中「共第130号及び共第131号」を「共第131号及び共第132号」に改め、同表宮城県第57加入区の項及び宮城県第58加入区の項中「共第131号及び共第132号」を「共第132号及び共第133号」に改め、同表宮城県第59加入区の項から宮城県第62加入区の項までの項中「共第127号及び共第133号」を「共第128号及び共第134号」に改め、同表宮城県第63加入区の項から宮城県第67加入区の項までの項中「共第134号」を「共第135号」に改め、同表宮城県第68加入区の項から宮城県第74加入区の項までの項中「共第135号」を「共第136号」に改め、同表宮城県第76加入区の項中「共第137号」を「共第136号」に改め、同表宮城県第77加入区の項中「共第137号」の次「及び共第139号」を加え、同表宮城県第78加入区の項及び宮城県第79加入区の項中「共第146号及び共第154号」を「共第145号及び共第153号」に改め、同表宮城県第80加入区の項及び宮城県第81加入区の項中「共第148号及び共第154号」を「共第147号及び共第153号」に改め、同表宮城県第82加入区の項から宮城県第85加入区の項までの項中「共第152号及び共第154号」を「共第151号及び共第153号」に改め、同表宮城県第86加入区の項中「共第116号」を「共第117号」に改め、同表宮城県第86加入区の項の次に次のように加える。

宮城県第87加入区 (水産) 共第137号漁業権の漁場の区域 (区域) 宮城県漁業協同組合の石巻地区支所の地区のうち沢田の区域

○宮城県告示第五百九十六号

漁業災害補償法（昭和三十九年法律第百五十八号。以下「法」という。）第百二十五条の六第三項において準用する法第百五条の二第三項の規定により届出のあった次の加入区に係る区域内特定養殖業者の共済契約の締結の申込み又は規約の設定についての同意は、法第百二十五条の六第一項に規定する要件に適合するものと認める。

令和五年九月十五日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

加入区 の 称	区 域	届出年月日	発起人の住所及び氏名	養殖業の種類	区域内特定 養殖業者数
宮城県第 十七加入 区	平成十九年宮 城告示第三 百十八号漁 業災害補償 法に基づく漁 業共済に係る加 入区の設定） で告示された 宮城県漁業協 同組合の宮戸 支所の地区	令和五年九月 一日	東松島市宮戸字室浜九 番地 株式会社ファイブ 東松島市宮戸字前田五 十七-三 株式会社チームエイト	漁業災害補償 法施行令（昭 和三十九年政 令第二百九十 二号）第十八 条の四に規定 するのり養殖 業	五人

○宮城県告示第五百九十七号

漁業災害補償法（昭和三十九年法律第百五十八号。以下「法」という。）第百二十五条の六第三項

において準用する法第百五条の二第三項の規定により届出のあった次の加入区に係る区域内特定養殖業者の共済契約の締結の申込み又は規約の設定については、法第百二十五条の六第一項に規定する要件に適合するものと認める。

令和五年九月十五日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

加入区 の 名 称	区 域	同意成立の 届出年月日	発起人の住所及び氏名	養殖業の種類	区域内特定 養殖業者数
宮城県第 四十六加 入区	平成十九年宮 城告示第三 百十八号(漁 業災害補償法 に基づく漁業 共済に係る加 入区の設定) 宮城県漁業協 同組合の気仙 沼地区支所の 地区のうち原 (波路)上、後 原、岩井崎、 内田の区域	令和五年九月 一日	気仙沼市長磯上後原三 十三、 島山輝夫 気仙沼市波路上後原二 十六、 島山信夫	漁業災害補償 法施行令(昭 和三十九年政 令第二十九 三号)第十八 条の四に規定 する特定かき 養殖業	六人

○宮城県告示第百九十八号

漁業災害補償法(昭和三十九年法律第百五十八号。以下「法」という。)第百二十五条の六第三項において準用する法第百五条の二第三項の規定により届出のあった次の加入区に係る区域内特定養殖業者の共済契約の締結の申込み又は規約の設定については、法第百二十五条の六第一項に規定する要件に適合するものと認める。

令和五年九月十五日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

加入区 の 名 称	区 域	同意成立の 届出年月日	発起人の住所及び氏名	養殖業の種類	区域内特定 養殖業者数
宮城県第 四十八加 入区	平成十九年宮 城告示第三 百十八号(漁 業災害補償法 に基づく漁業 共済に係る加 入区の設定) 宮城県漁業協 同組合の気仙 沼地区支所の 地区のうち原	令和五年九月 一日	気仙沼市長磯下原六十 八、 村上誠一郎 気仙沼市長磯下原二十 五、 島山泰	漁業災害補償 法施行令(昭 和三十九年政 令第二十九 三号)第十八 条の四に規定 する特定かき 養殖業	四人

(長磯)、下原
の区域

○宮城県告示第百九十九号

漁業災害補償法(昭和三十九年法律第百五十八号。以下「法」という。)第百二十五条の六第三項において準用する法第百五条の二第三項の規定により届出のあった次の加入区に係る区域内特定養殖業者の共済契約の締結の申込み又は規約の設定については、法第百二十五条の六第一項に規定する要件に適合するものと認める。

令和五年九月十五日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

加入区 の 名 称	区 域	同意成立の 届出年月日	発起人の住所及び氏名	養殖業の種類	区域内特定 養殖業者数
宮城県第 四十九加 入区	平成十九年宮 城告示第三 百十八号(漁 業災害補償法 に基づく漁業 共済に係る加 入区の設定) 宮城県漁業協 同組合の気仙 沼地区支所の 地区のうち 浜、森の区域	令和五年九月 一日	気仙沼市長磯浜十一、 菊田元 熊谷好人	漁業災害補償 法施行令(昭 和三十九年政 令第二十九 三号)第十八 条の四に規定 する特定かき 養殖業	四人

○宮城県告示第百六号

漁業災害補償法(昭和三十九年法律第百五十八号。以下「法」という。)第百二十五条の六第三項において準用する法第百五条の二第三項の規定により届出のあった次の加入区に係る区域内特定養殖業者の共済契約の締結の申込み又は規約の設定については、法第百二十五条の六第一項に規定する要件に適合するものと認める。

令和五年九月十五日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

加入区 の 名 称	区 域	同意成立の 届出年月日	発起人の住所及び氏名	養殖業の種類	区域内特定 養殖業者数
宮城県第 五十加 入区	平成十九年宮 城告示第三 百十八号(漁 業災害補償法 に基づく漁業 共済に係る加 入区の設定)	令和五年九月 一日	気仙沼市岩月台ノ沢五 十九、 佐々木年彦 気仙沼市岩月宝ヶ沢二 百十九、 五	漁業災害補償 法施行令(昭 和三十九年政 令第二十九 三号)第十八 条の四に規定 する特定かき 養殖業	八人

共済に係る加入区の設定で告示された宮城県漁業協同組合の気仙沼地区支所のうち最知、岩月の区域	島山 博	条の四に規定する特定かき養殖業
---	------	-----------------

○宮城県告示第六百一号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更したので告示する。

その関係図面は、令和五年九月十五日から三十日間宮城県庁（土木部道路課）及び宮城県仙台土木事務所において一般の縦覧に供する。
令和五年九月十五日

- 一 道路の種類 県道
 - 二 路線名 岩沼蔵王線
 - 三 道路の区域
- 宮城県知事 村 井 嘉 浩

変更の区間		変更の前後	
岩沼市長岡字坪入無番地先から同市長岡字坪入無番地先まで		敷地の幅員 (メートル)	敷地の延長 (メートル)
前	後	一六・四 二四・四	一六・四 二六・五
五五・八	五五・八		

○宮城県告示第六百二号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始するので告示する。

その関係図面は、令和五年九月十五日から三十日間宮城県庁（土木部道路課）及び宮城県仙台土木事務所において一般の縦覧に供する。
令和五年九月十五日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

道路の種類	路線名	供用開始の区間	供用開始年月日
-------	-----	---------	---------

○宮城県告示第六百三号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十七項の規定により、富谷北部土地改良区役員の就任及び退任について、次のとおり届出があった。

令和五年九月十五日

一 就任した者

宮城県仙台地方振興事務所
所長 高 橋 義 広

就任年月日	氏名	住 所	役職名
令和五年六月十四日	佐藤 克彦	富谷市二ノ関内ノ目五十五番地	理事
令和五年六月十四日	大内 利勝	黒川郡大和町落合舞野字仁和多利八十六番地	理事
令和五年六月十四日	早坂 幸道	富谷市三ノ関馬場沢下百八番地	理事
令和五年六月十四日	熊谷 吉之	黒川郡大和町小野字白久保三十四番地	理事
令和五年六月十四日	鎌田 勲	黒川郡大和町宮床字仁田百十六番地の一	理事
令和五年六月十四日	熊谷 和美	富谷市志戸田三ヶ森十四番地	理事
令和五年六月十四日	赤間 良一	黒川郡大和町宮床字山崎七番地の二	理事
令和五年六月十四日	浅野 章	富谷市一ノ関清水沢三番地	理事
令和五年六月十四日	小松 巖	富谷市大童八乙女九番地	理事
令和五年六月十四日	北目 善一郎	富谷市富谷新町十五番地	監事
令和五年六月十四日	菊地 秀栄	富谷市大亀佐野二番二十四番地	監事

二 退任した者

県 道	岩沼蔵王線	岩沼市長岡字坪入無番地先から同市長岡字坪入無番地先まで	令和五年九月十五日
-----	-------	-----------------------------	-----------

退任年月日	氏名	住 所	役職名
令和五年六月十三日	佐藤 克彦	富谷市二ノ関内ノ目五十五番地	理事
令和五年六月十三日	大内 利勝	黒川郡大和町落合舞野字仁和多利八十六番地	理事
令和五年六月十三日	浅野 鐵夫	富谷市一ノ関段ノ沢十一番地	理事
令和五年六月十三日	早坂 幸道	富谷市三ノ関馬場沢下百八番地	理事
令和五年六月十三日	熊谷 和美	富谷市志戸田三ヶ森十四番地	理事
令和五年六月十三日	佐々木 惣一郎	富谷市西成田白鳥六番地	理事
令和五年六月十三日	赤間 良一	黒川郡大和町宮床字山崎七番地の二	理事
令和五年六月十三日	鎌田 勲	黒川郡大和町宮床字仁田百十六番地の一	理事
令和五年六月十三日	熊谷 吉之	黒川郡大和町小野字白久保三十四番地	理事
令和五年六月十三日	北目 善一郎	富谷市富谷新町十五番地	監事
令和五年六月十三日	高橋 信一	黒川郡大和町落合舞野字上舞野西二十六番地	監事

公 告

○政府調達に関する協定の適用を受ける調達を、次のとおり一般競争入札に付す。

令和五年九月十五日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

- 一 入札に付する事項
 - 1 調達案件の名称及び数量 宮城県産業技術総合センターで使用する電気 年間約百八十八万九千一キロワット時
 - 2 調達案件の仕様等 入札説明書及び仕様書による。
 - 3 履行期間 令和六年一月一日から令和六年十二月三十一日まで
 - 4 履行場所 宮城県仙台市泉区明通二丁目二番地 宮城県産業技術総合センター
- 二 入札に参加する者に必要な資格等に関する事項

1 地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第六十七條の四の規定に該当しない者であること。

2 宮城県の物品調達等に係る競争入札参加資格を取得した者であること。

3 平成十二年三月三十一日以前に民事再生法(平成十一年法律第二百二十五号)附則第二条による廃止前の和議法(大正十一年法律第七十二号)第十二條第一項の規定による和議開始の申立てをしていない者であること。

4 平成十二年四月一日以後に民事再生法第二十一條第一項又は第二項の規定による再生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者であること。ただし、同法第三十三條第一項の再生手続開始の決定を受けた者が、その者に係る同法第七十四條第一項の再生計画認可の決定が確定した場合にあっては、その者を再生手続開始の申立てをしなかった者又は申立てをなされなかった者とみなす。

5 会社更生法(平成十四年法律第五十四号)第十七條第一項又は第二項の規定による更生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者(同法附則第二条の規定によりなお従前の例によることとされる更生事件に係るものを含む。)であること。ただし、同法に基づく更生手続開始の決定を受けた者がその者に係る更生計画認可の決定があった場合にあっては、その者を更生手続開始の申立てをしなかった者又は申立てをなされなかった者とみなす。

6 宮城県から物品調達等に係る競争入札の参加資格制限の措置を受けている期間中の者でないこと。

7 宮城県入札契約暴力団等排除要綱(平成二十年十一月一日施行)別表各号に規定する次のいずれかに該当するときは入札に参加することはできない。

なお、入札に参加しようとする者の使用人が入札に参加しようとする者の業務として行った行為は、入札に参加しようとする者の行為とみなす。

(一) 入札に参加しようとする者の役員等(法人の場合は非常勤を含む役員及び支配人並びに支店又は営業所の代表者、その他の団体の場合は法人の役員等と同様の責任を有する代表者及び理事等、個人の場合はその者並びに支配人及び営業所の代表者をいう。以下同じ。)が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成三年法律第七十七号。以下「暴対法」という。)第二条第六号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)である場合又は暴力団員が経営に事実上参加していると認められるとき。

(二) 入札に参加しようとする者又はその役員等が、自社、自己若しくは第三者の不正な利益を図り、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴対法第二条第二号に規定する暴力団(以下「暴

力団」という。)、暴力団員又は暴力団、暴力団員に協力し、若しくは関与する等これと関わりを持つ者として、警察から通報があった者若しくは警察が確認した者(以下「暴力団関係者」という。))の威力を利用するなどしていると認められるとき。

(三) 入札に参加しようとする者又はその役員等が、暴力団、暴力団員若しくは暴力団関係者(以下「暴力団等」という。))又は暴力団等が経営若しくは運営に関与していると認められる法人等に対して、資金等を提供し、又は便宜を供与するなど積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与していると認められるとき。

(四) 入札に参加しようとする者又はその役員等が、暴力団等と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

(五) 入札に参加しようとする者又はその役員等が、暴力団等であることを知りながら、これと取引したり、又は不当に利用していると認められるとき。

8 電気事業法(昭和三十九年法律第七十号)第二条の二の規定により経済産業大臣の登録を受けている小売電気事業者であること。

9 入札への参加を希望する者は、8に掲げる事項を証する書類を令和五年九月二十九日(金)午後五時までに三の4に示す一般競争入札参加資格審査における添付資料として提出しなければならない。

10 入札参加資格申請場所及び申請期限 宮城県の物品調達等に係る競争入札参加資格のない者で入札を希望する者は、当県所定の物品調達等に係る競争入札参加者登録申請書に必要事項を記入の上、宮城県出納局契約課管理班(千九八〇一八五七〇 宮城県仙台市青葉区本町三丁目八番一 宮城県行政庁舎二階 電話〇二二二二二一三三三五)へ令和五年九月二十五日(月)午後五時までに提出すること。

三 入札書の提出場所等
1 電子調達システムの利用

(一) 本調達案件は、電子入札(電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。))の送受信により執行する競争入札又は随意契約における相手方決定の手続きの総称をいう。以下同じ。)及び紙入札(書面により執行する競争入札又は随意契約における相手方決定の手続きの総称をいう。以下同じ。)を併用して入札を行うものとする。

(二) 本調達案件に参加する者のうち、紙入札を希望する者は、入札説明書に定めるところによりあらかじめ紙入札参加承認願を提出しなければならない。

2 書面による入札書の提出場所、契約条項及び契約条件を示す場所、入札説明書及び仕様書の交

付場所並びに問い合わせ先

千九八〇一八五七〇 宮城県仙台市青葉区本町三丁目八番一 宮城県行政庁舎十四階 宮城県経済商工観光部新産業振興課新産業支援班

(担当) 堺 里緒 電話〇二二二二二一三三三五

3 入札説明書及び仕様書の交付期限

令和五年九月二十九日(金)午後五時まで。ただし、郵送による交付を希望する場合は、令和五年九月二十五日(月)午後五時までに2宛て申し出ること。

4 一般競争入札参加資格審査

(一) システムを用いて参加資格審査を受ける場合 システムにより入札に参加しようとする者は、入札説明書に定めるところにより令和五年九月二十五日(月)から令和五年九月二十九日(金)午後五時までの間に必要書類を作成の上、システムにより提出し、参加資格の審査を受けなければならない。

(二) 書面により参加資格審査を受ける場合 書面により入札に参加しようとする者は、入札説明書に定めるところにより令和五年九月二十九日(金)午後五時までに必要書類を作成の上、提出し、参加資格の審査を受けなければならない。

(三) 開札日までの間において、(一)又は(二)において提出された書類に關し説明を求められた場合は、これに応じなければならない

5 入札書の提出期限

(一) システムを用いて入札する場合
入札期間 令和五年十月四日(水)午前九時から令和五年十月六日(金)午後五時まで
(二) 書面により入札書を提出する場合
イ 日時 令和五年十月六日(金)午後五時
ロ 場所 2に同じ

ハ 郵送による場合は、配達証明付書留郵便によりイの日時までに到達するよう提出すること。ただし、入札書を持参する場合は、6の開札の日時までに開札場所へ提出できるものとする。

ニ 提出期限を過ぎて提出された入札書は、いかなる事由があつても受理しない。

6 開札の日時及び場所

令和五年十月十日(火)午前九時半 宮城県行政庁舎十四階 経済商工観光部応接室

四 入札に参加することができない者 二に定める資格を有しない者及び三4における審査により資格を有しないとされた者

五 その他

- 1 契約手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る。
- 2 入札保証金及び契約保証金 財務規則（昭和三十九年宮城県規則第七号）第九十七条、第九十八条、第百十三条及び百十四条並びに入札保証金の免除の特例に関する規則（平成二十四年宮城県規則第四十五号）第二条の規定による。
- 3 入札の無効 本公告に示した競争入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札及び入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札は、無効とする。
- 4 入札金額の記載方法 契約金額は、入札書に記載された金額に当該金額の消費税及び地方消費税に相当する額（当該金額に一円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額。以下同じ。）を加えた金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額から消費税及び地方消費税に相当する金額を控除した金額を入札書に記載すること。
- 5 落札者の決定の方法 予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。
- 6 最低価格の入札者以外の者を落札者とするの有無 無
- 7 契約書作成の要否 要
- 8 申請書等の作成に要する経費 申請書等を提出する入札参加希望者の負担とする。
- 9 詳細は入札説明書による。

六 概要

Summary

- 1 Nature and Quantity of Service Required : Electrical power for Industrial Technology Institute, Miyagi Prefectural Government - 1,889,011 kWh/year
- 2 Period of Contract : From January 1, 2024 to december 31, 2024
- 3 Deadline and Location for Bid Submission (in person) : October 10, 2023 (mon), 9 : 30 a.m., drawing room, 14th floor of Miyagi Prefectural Government Building
- 4 Deadline for Bid Submission (by mail) : October 6, 2023 (Fri), 5 : 00 p.m.
- 5 Contact Information : Rio Sakai, New Industry Support Section, New Industry Development Division, Commerce, Industry and Tourism Department, Miyagi Prefectural Government, 3-8-1 Honcho Aoba-ku, Sendai, Miyagi 980-8570 Japan
TEL.: 022-211-2722

○砂利採取法（昭和四十三年法律第七十四号）第十五条第一項の規定に基づき、砂利採取業務主任者試験を次のとおり実施する。

令和五年九月十五日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 試験日時

令和五年十一月十日（金）午前十時から正午まで

二 試験会場

仙台市青葉区本町三丁目八番一号

宮城県行政庁舎十四階 経済商工観光部会議室

三 試験科目

1 砂利の採取に関する法令

2 砂利の採取に関する技術的な事項（基礎的な土木及び河川工学に関する事項を含む。）

四 受験手続

1 受験願書の受付期間は、令和五年九月二十五日（月）から十月六日（金）までとする。ただし、郵送の場合は、同日の消印のあるものまでを有効とする。

2 受験手数料は七千六百円とし、受験願書に七千六百円分の宮城県収入証紙を貼り付けて納めること。

3 受験願書は、宮城県経済商工観光部産業立地推進課ホームページからダウンロードすることができる。そのほか、産業立地推進課並びに各地方振興事務所及び地域事務所で配布する。

4 受験願書の提出先

宮城県経済商工観光部産業立地推進課

〒九八〇―八五七〇 仙台市青葉区本町三丁目八番一号

（電話〇二二―二二二―二七三二）

5 受験願書の添付書類

写真（縦六センチメートル、横四センチメートルのものであって、受験願書提出前の六箇月以内に撮影した正面上半身像で、その裏面に、撮影年月日、氏名及び年齢を記載したもの）

○政府調達に関する協定の適用を受ける調達を、次のとおり一般競争入札に付す。

令和五年九月十五日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 入札に付する事項

1 購入物品及び納入予定数量

(一) 凍結防止剤（粒状塩化ナトリウム、標準、十トン車以下、宮城県東部土木事務所管内分）（単価契約） 二百五十トン

(二) 凍結防止剤（粒状塩化ナトリウム、三ミリメートル、十トン車以下、宮城県東部土木事務所管内分）（単価契約） 六百八十トン

2 購入物品の仕様等 入札説明書及び仕様書による。

3 納入期間 契約締結の日から令和六年三月三十一日まで

4 納入場所 宮城県東部土木事務所管内

二 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

1 地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第六十七條の四の規定に該当しない者であること。

2 宮城県の物品調達等に係る競争入札参加業者登録簿に登録されている者又は開札時までに宮城県の物品調達等に係る競争入札参加資格を取得した者であること。

3 平成十二年三月三十一日以前に民事再生法（平成十一年法律第二百二十五号）附則第二条の規定による廃止前の和議法（大正十一年法律第七十二号）第十二條第一項の規定による和議開始の申立てをしていない者であること。

4 平成十二年四月一日以後に民事再生法第二十一條第一項又は第二項の規定による再生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者であること。ただし、同法第三十三條第一項の再生手続開始の決定を受けた者が、その者に係る同法第七十四條第一項の再生計画認可の決定が確定した場合にあっては、その者を再生手続開始の申立てをなかつた者又は申立てをなされなかつた者とみなす。

5 会社更生法（平成十四年法律第五十四号）第十七條第一項又は第二項の規定による更生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者（同法附則第二条の規定によりなお従前の例によることとされる更生事件に係るものを含む。）であること。ただし、同法に基づく更生手続開始の決定を受けた者がその者に係る更生計画認可の決定があつた場合にあっては、その者を更生手続開始の申立てをしなかつた者又は申立てをなされなかつた者とみなす。

6 宮城県から物品調達等に係る競争入札の参加資格制限の措置を受けている期間中の者でないこと。

7 宮城県の入札契約暴力団等排除要綱（平成二十年十一月一日施行）別表各号に規定する次のいずれにも該当しないこと。

なお、入札に参加しようとする者の使用人が入札に参加しようとする者の業務として行った行

為は、入札に参加しようとする者の行為とみなす。

(一) 入札に参加しようとする者の役員等（法人の場合は非常勤を含む役員及び支配人並びに支店又は営業所の代表者、その他の団体の場合は法人の役員等と同様の責任を有する代表者及び理事等、個人の場合はその者並びに支配人及び営業所の代表者をいう。以下同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号。以下「暴対法」という。）第二条第六号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）である場合又は暴力団員が経営に事実上参加していると認められるとき。

(二) 入札に参加しようとする者又はその役員等が、自社、自己若しくは第三者の不正な利益を図り、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴対法第二条第二号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）、暴力団員又は暴力団、暴力団員に協力し、若しくは関与する等これと関わりを持つ者として、警察から通報があつた者若しくは警察が確認した者（以下「暴力団関係者」という。）の威力を利用するなどしていると認められるとき。

(三) 入札に参加しようとする者又はその役員等が、暴力団、暴力団員若しくは暴力団関係者（以下「暴力団等」という。）又は暴力団等が経営若しくは運営に関与していると認められる法人等に対して、資金等を提供し、又は便宜を供与するなど積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与していると認められるとき。

(四) 入札に参加しようとする者又はその役員等が、暴力団等と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

(五) 入札に参加しようとする者又はその役員等が、暴力団等であることを知りながら、これと取引したり、又は不当に利用していると認められるとき。

8 購入物品を迅速かつ確実に納入できる体制が整備されていること。

9 入札参加資格申請場所 宮城県の物品調達等に係る競争入札参加資格のない者で入札を希望する者は、当県所定の物品調達等に係る競争入札参加業者登録申請書に必要事項を記入の上、宮城県出納局契約課管理班（〒九八〇〇一八五七〇 宮城県仙台市青葉区本町三丁目八番一号 電話〇二二―二二―一三三五）へ令和五年十月十六日（金）午後五時までに提出すること。

三 入札書の提出場所等

1 電子調達システム（以下「システム」という。）の利用

(一) 本調達案件は、電子入札（電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）の送受信により執行する競争入札又は随意契約における相手方決定の手続の総称をいう。以下同じ。）及び紙入札（書面により執行する競争入札又は随意契約における

相手方決定の手続の総称をいう。以下同じ。)を併用して入札を行うものとする。

(二) 本調達案件に参加する者のうち、紙入札を希望するものは、入札説明書に定めるところによりあらかじめ紙入札参加承認願を提出しなければならない。

2 書面による入札書の提出場所、契約条項及び契約条件を示す場所、入札説明書の交付場所並びに問い合わせ先
〒九八六-〇八五〇 宮城県石巻市あゆみ野五丁目七番地
宮城県東部土木事務所経理班(担当 新田 真也 電話〇二二五-九四一八六九〇)

3 郵送による入札説明書の交付期限 郵送により書面での入札説明書の交付を希望する場合は、令和五年十月五日(木)午後五時までに必要書類を作成の上、システムにより提出し、参加資格の審査を受けなければならない。

4 一般競争入札参加資格審査

(一) システムを用いて参加資格審査を受ける場合 システムにより入札に参加しようとする者は入札説明書に定めるところにより、令和五年十月十七日(火)午前九時から令和五年十月二十六日(木)午後五時までに必要書類を作成の上、システムにより提出し、参加資格の審査を受けなければならない。

(二) 書面により参加資格審査を受ける場合 書面により入札に参加しようとする者は、入札説明書に定めるところにより、令和五年十月二十六日(木)午後五時までに必要書類を作成の上、提出し、参加資格の審査を受けなければならない。

(三) 開札日までの間において、(一)又は(二)において提出された書類に關し説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

5 入札書の提出期限等

(一) システムを用いて入札する場合

入札期間 令和五年十一月七日(火)午前九時から令和五年十一月八日(水)午後五時まで

(二) 書面により入札書を提出する場合

(1) 日時 令和五年十一月八日(水)午後五時まで

(2) 場所 2に同じ

(3) 郵送による場合は、配達証明付書留郵便により、(1)の日時までに到達するように提出すること。ただし、入札書を持参する場合は、6の開札の日時まで開札の場所へ提出できるものとする。

(4) 提出期限を過ぎて提出された入札書は、いかなる事由があっても受理しない。

6 開札の日時及び場所 開札の日は令和五年十一月九日(木)とし、開札の時刻及び場所は一の1に掲げる購入物品ごとに次のとおりとする。

(一) 一の1の(一)の購入物品 午前10時〇〇分 宮城県東部土木事務所経理班
(二) 一の1の(二)の購入物品 午前10時30分 宮城県東部土木事務所経理班
四 入札に参加することができない者 二に定める資格を有しない者
五 その他

1 契約手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る。

2 入札保証金 財務規則(昭和三十九年宮城県規則第七号)第九十七条及び第九十八条の規定による。

3 契約保証金 財務規則第百三十三条及び第百四十四条の規定による。

4 入札の無効 本公告に示した競争入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札及び入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札は、無効とする。

5 入札金額の記載方法

(一) 入札金額は一キログラム当たりの単価を一銭単位で記載すること。

(二) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の百分の十に相当する消費税及び地方消費税の額を加えた金額をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の百分の百に相当する金額を入札書に記載すること。

(三) 消費税及び地方消費税の相当額(当該金額に一円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)は、代金請求時に加算するものとする。

6 落札者の決定方法 予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

7 契約書作成の要否 要

8 申請書等の作成に要する経費 申請書等を提出する入札参加希望者の負担とする。

9 詳細は、入札説明書による。

六 概要

Summary

1 Nature and Quantity of the Items to be Purchased : antifreeze (Unit-price contract)

2 Period of Supply : From starting date of contract to March 31, 2024.

3 Place of Delivery : Within Eastern civil engineering office areas of jurisdiction.

4 Deadline for Bid : Wednesday, November 8, 2023, 5:00 p.m.

5 Contact Person : Shinya Nita, General Affairs Group, Eastern civil engineering office, Civil engineering section, Miyagi Prefectural Government, 5-7 Ayumino, Ishinomaki Miyagi, 986-

0850 Japan. Tel: 0225-948690

6 Language and Currency Used in Contract Procedures : Japanese and Japanese yen only

○都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条第一項の規定により許可した次の開発区域（工区）に係る開発行為は、その工事を完了した。

令和五年九月十五日

一 工事を完了した開発区域（工区）に含まれる地域の名称

宮城県知事 村 井 嘉 浩
黒川郡大衡村大衡字亀岡二番二、二番五、二番六、二番三十七、四番三十七、字五反田二番八、二番十五、二番十八、二番十九、二番二十二、二番二十三、二番二十四、二番二十五、二番二十六

二 開発許可を受けた者の住所及び氏名（名称）

黒川郡大郷町大松沢字宮畑三〇一
株式会社ユニホー

○政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、次のとおり落札者を決定した。

令和五年九月十五日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 落札に係る物品又は役務の名称及び数量 ベクトルネットワークアナライザ 一式

二 契約に関する事務を担当する課室等の名称及び所在地 出納局契約課 宮城県仙台市青葉区本町三丁目八番一号

三 落札者を決定した日 令和五年八月二十三日

四 落札者の氏名又は名称及び住所又は所在地 東日本電子計測株式会社 宮城県仙台市泉区南光台四丁目三十二番十九号

五 落札金額 二千四百万円（消費税及び地方消費税を除く。）

六 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札

七 入札の公告を行った日 令和五年七月十四日

選挙管理委員会

○宮選管告示第八十七号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第百九十四号）第六条第一項の規定により、次のとおり政治団体の届出があった。

令和五年九月十五日

宮城県選挙管理委員会

委員長 皆 川 章 太 郎

その他の政治団体（政党及び政治資金団体以外の政治団体）
国会議員関係政治団体以外の政治団体

政治団体の名称 代表者の氏名 会計責任者の氏名 主たる事務所の所在地 届出年月日

齋藤克敏後援会カクダミライ 齋藤 克敏 齋藤 孝子 角田市角田字旭町三二一 令和五年七月二十七日

佐々木和夫後援会 櫻井 孝則 佐々木和夫 黒川郡大郷町川内字上田布施畑二 令和五年八月一日

佐藤のぶてる後援会 相沢惣之丞 寺沢 善二 宮城県七ヶ浜町吉田浜字野山五一 令和五年七月三十一日

さとう道昭後援会 佐藤 道昭 佐藤 道昭 仙台市青葉区国見一〇一 令和五年八月二十二日

鈴木利博後援会 鈴木 利博 鈴木 利博 黒川郡大郷町大松沢字宮畑三〇一 令和五年八月十四日

鈴木ひろし後援会 影山 英臣 鈴木 博 宮城県七ヶ浜町境山一〇一 令和五年八月一日

鈴木よういち後援会 鈴木 洋市 鈴木 喜市 宮城県七ヶ浜町松ヶ浜字謡二二一 令和五年八月四日

能勢鯨太後援会 能勢 鯨太 久保田靖朗 宮城県七ヶ浜町葛蒲田浜字化粧石六四一 令和五年八月三日

皆川ゆうじ後援会 由野 敏明 小島 保夫 宮城県利府町加瀬字南野中沢四三一九六 令和五年八月三十日

渡辺あつし「里海会」後援会 渡邊 淳 千葉 一男 宮城県七ヶ浜町葛蒲田浜字浜伊場九八 令和五年八月二十五日

○宮選管告示第八十八号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第百九十四号）第七条第一項の規定により、次のとおり政治団体の届出事項を異動した旨届出があった。

令和五年九月十五日

宮城県選挙管理委員会

委員長 皆 川 章 太 郎

(一) 政党の支部

政治団体の名称 代表者の氏名 異動事項 新 旧 異動年月日

自由民主党青葉区支 西澤 啓文 代表者 西澤 啓文 岡部 恒司 令和五年

部	の氏名	主たる事務所の所在地	代表者の氏名	異動事項	新	旧	異動年月日
自由民主党泉区支部	橋本 啓一	〇 仙台市青葉区上	高橋 卓誠			村岡 貴子	令和五年八月二十八日
自由民主党太白区支部	佐々木 心	〇 仙台市青葉区上	村岡 貴子			菅原 正和	令和五年八月二十八日
自由民主党宮城野区支部	渡辺 博	〇 仙台市青葉区上	菅原 正和			伊藤紀代子	令和五年八月八日
自由民主党若林区支部	佐藤 正昭	〇 仙台市青葉区上	菅原 正和			星 かずみ	令和五年五月三十一日
自由民主党仙台市支部連合会	野田 謙	〇 仙台市青葉区上	菅原 正和			星守夫後援会	令和五年九月十五日
(二) その他の政治団体(政党及び政治資金団体以外の政治団体)							
安倍敏彦後援会	中須賀明浩	〇 仙台市青葉区上	鈴木 吉弘			星守夫後援会	令和五年九月十五日
角張だいじ後援会	大江 貴展	〇 仙台市青葉区上	鈴木 吉弘			星守夫後援会	令和五年九月十五日
熊谷義彦後援会	門傳 仁	〇 仙台市青葉区上	鈴木 吉弘			星守夫後援会	令和五年九月十五日
郷内良治後援会	猪股 富男	〇 仙台市青葉区上	鈴木 吉弘			星守夫後援会	令和五年九月十五日
杉原たかしを囲む会	片山 正弘	〇 仙台市青葉区上	鈴木 吉弘			星守夫後援会	令和五年九月十五日
すずき新津男後援会	鈴木新津男	〇 仙台市青葉区上	鈴木 吉弘			星守夫後援会	令和五年九月十五日
税理士による小野寺五典後援会	高橋 台藏	〇 仙台市青葉区上	鈴木 吉弘			星守夫後援会	令和五年九月十五日

政治資金規正法(昭和二十三年法律第九十四号)第十七条第一項の規定により、次のとおり政治団体が解散した旨届出があった。

令和五年九月十五日

宮城県選挙管理委員会
委員長 皆 川 章太郎

政治団体の名称
代表者の氏名
解散年月日

加藤博子後援会
伊藤紀代子
令和五年八月八日

星守夫後援会
星 かずみ
令和五年五月三十一日

〇宮選管告示第九十号
政治資金規正法(昭和二十三年法律第九十四号)第十二条第一項及び第十七条第一項の規定により、政治団体から令和三年分収支報告書の提出があったので、同法第二十条第一項の規定により、その要旨を次のとおり公表する。

令和五年九月十五日

宮城県選挙管理委員会
委員長 皆 川 章太郎

(その他の政治団体)
政治団体の収支報告書の要旨(単位:円)

星守夫後援会
報告年月日 5. 5. 31 (5. 5. 31解散)

1 収入総額 0
2 支出総額 0

〇宮選管告示第九十一号
政治資金規正法(昭和二十三年法律第九十四号)第十二条第一項及び第十七条第一項の規定により、政治団体から令和四年分収支報告書の提出があったので、同法第二十条第一項の規定により、その要旨を次のとおり公表する。

令和五年九月十五日

宮城県選挙管理委員会

委員長 皆 川 章太郎

政治団体の収支報告書の要旨(単位:円)

(その他の政治団体)

加藤博子後援会

報告年月日 5. 8. 9 (5. 8. 8解散)

1 収入総額

0

2 支出総額

0

星守夫後援会

報告年月日 5. 5. 31 (5. 5. 31解散)

1 収入総額

0

2 支出総額

0

○宮城県告示第九十二号

政治資金規正法(昭和二十三年法律第九十四号)第十二条第一項及び第十七条第一項の規定により、政治団体から令和五年分収支報告書の提出があったので、同法第二十条第一項の規定により、その要旨を次のとおり公表する。

令和五年九月十五日

宮城県選挙管理委員会

委員長 皆 川 章太郎

政治団体の収支報告書の要旨(単位:円)

(その他の政治団体)

加藤博子後援会

報告年月日 5. 8. 9 (5. 8. 8解散)

1 収入総額

0

2 支出総額

0

星守夫後援会

報告年月日 5. 5. 31 (5. 5. 31解散)

1 収入総額

0

2 支出総額

0

○宮城県告示第九十三号

政治資金規正法(昭和二十三年法律第九十四号)第十九条第二項の規定により、次のとおり資金

管理団体の届出があった。

令和五年九月十五日

宮城県選挙管理委員会

委員長 皆 川 章太郎

資金管理団体の届出をした者(代表者)の氏名

公職の種類

佐藤 道昭

宮城県議会議員

主たる事務所の所在地

仙台市青葉区国見一―一―二二 令和五年八月二十日

能勢 鯨太

七ヶ浜町議会議員

能勢鯨太後援会

宮城県七ヶ浜町菖蒲田浜字化粧 令和五年八月一日

監査委員

○宮城県監査委員告示第18号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第1項、第2項及び第4項並びに宮城県監査委員監査基準第2条第1項第1号の規定により令和5年4月から6月までに実施した一般会計及び特別会計に係る定期監査等の結果は次のとおりです。

令和5年9月15日

宮城県監査委員 高 橋 伸 二

宮城県監査委員 渡 辺 忠 悦

宮城県監査委員 成 田 由 加里

宮城県監査委員 吉 田 計

1 監査実施機関及び監査実施日

監査実施機関

監査実施日

○教育庁

地方機関

気仙沼高等学校

4月17日

迫支授学校

4月18日

小牛田農林高等学校

4月18日

支授学校小牛田高等学園

4月19日

涌谷高等学校

4月20日

柴田農林高等学校

4月20日

報 告 書

<p>○環境生活部 本庁 環境生活総務課 環境政策課、再生可能エネルギー室 環境対策課 自然保護課 食と暮らしの安全推進課 循環型社会推進課、廃棄物対策課・竹の内産廃処分場対策室、新最終処分場 整備対策室、放射性物質汚染廃棄物対策室 消費生活・文化課 共同参画社会推進課 ○保健福祉部 本庁 保健福祉総務課 社会福祉課 医療政策課、医療人材対策室 長寿社会政策課 健康推進課 疾病・感染症対策課、新型コロナウイルス調整室、新型コロナウイルス接種推進室 子育て社会推進課 子ども・家庭支援課 障害福祉課、精神保健推進室 薬務課 国保医療課 ○経済商工観光部 本庁 経済商工観光総務課、富岡宮城推進室、企業復興支援室 新産業振興課 産業デジタル推進課 産業立地推進課、自動車産業振興室 商工金融課、中小企業支援室</p>	<p>産業人材対策課 雇用対策課 観光政策課、観光プロモーション推進室 国際政策課、国際ビジネス推進室 ○農政部 本庁 農政総務課、農業政策室 農山漁村なりわい課 食産業振興課 農業振興課 みやぎ米推進課 園芸推進課 畜産課、家畜防疫対策室 農村振興課 農村整備課、農村防災対策室 ○水産林政部 本庁 水産林政総務課、水産林業政策室 水産業振興課（宮城海区漁業調整委員会事務局、内水面漁場管理委員会を含む） 水産業基盤整備課、漁港整備推進室 林業振興課、全国育樹祭推進室 森林整備課 ○土木部 本庁 土木総務課 事業管理課 用地課（収用委員会事務局を含む） 道路課 河川課 防災砂防課</p>
--	--

港湾課	7月26日
空港臨空地域課	7月26日
都市計画課	7月26日
建築宅地課	7月26日
住宅課	7月26日
営繕課	7月26日
設備課	7月26日
○出納局	
本庁	
会計課、会計指導検査室	8月1日
契約課	8月1日
検査課	8月1日
○議会事務局	7月24日
○教育庁	
本庁	
総務課、教育企画室	8月2日
福利課	8月2日
教職員課	8月2日
義務教育課	8月2日
高校教育課、高校財務・就学支援室	8月2日
特別支援教育課	8月2日
施設整備課	8月2日
保健体育安全課	8月2日
生涯学習課	8月2日
文化財課	8月2日
○警察本部	7月31日、8月2日
○人事委員会事務局	7月19日
○監査委員事務局	7月21日
○労働委員会事務局	7月19日
2 監査結果	
令和4年度の財務に関する事務の執行の事実が地方自治法第2条第14項及び第15項の規定の趣旨	

に沿って行われているかについて、合规性、正確性のほか、経済性、効率性及び有効性に意を用いて行いました。

その結果、業務の執行状況や帳票等を確認した範囲においては、一部で不適切な事務処理が見られたものの、概ね適正に執行されているものと認められました。

なお、公表すべき指摘事項は次のとおりであり、その他の軽易な事項については関係機関に注意をしました。また、宮城県警察本部の監査については、犯罪捜査報償費の執行状況調査を実施しました。

(1) 税務課、地方税徴収対策室

県税において、収入未済を解消する努力は見られるが、引き続き収入未済が認められたので、更に適切な徴収対策を講じ、税収の確保に努められたい。

(内容)

・令和4年度収入未済額	942,460,608円
現年度分	1,596,595,905円
過年度分	2,539,056,513円
合 計	5,078,113,026円
・令和3年度収入未済額	939,977,149円
現年度分	1,726,180,371円
過年度分	2,666,157,520円
合 計	5,332,315,040円

(2) 原子力安全対策課

歳入歳出外現金において、払出が行われていないものが認められたので、今後再発しないよう対策を講じられたい。

(内容)

委託契約について、令和5年3月24日に業務が完了し、検査の後、同年4月17日に契約額の支出が行われたが、契約保証金の払出がなされていないかったもの。

・件数	1件
・金額	104,500円

(3) スポーツ振興課

施設管理において、関係法令に準拠していないものが認められたので、今後再発しないよう対策を講じられたい。

(内容)

消防法等により定められた構造上の要件を満たしていない保管場所に届出をせず、危険物を保管していたもの。

- ・施設名 宮城県長沼ポー卜場
- ・保管物 ガソリン

(4) 循環型社会推進課、(廃棄物対策課)、竹の内産廃処分場対策室、新最終処分場整備対策室、放射線物質汚染廃棄物対策室

特別納付金（産業廃棄物最終処分場の行政代執行に係る費用）において、収入未済が認められたので、収納促進と適切な債権管理に向けた対策を講じられた。

(内容)

- ・令和4年度収入未済額

現年度分 29,457,772円

過年度分 1,000,280,654円

合 計 1,029,738,426円

- ・令和3年度収入未済額

現年度分 164,723,643円

過年度分 836,782,011円

合 計 1,001,505,654円

(5) 循環型社会推進課、(廃棄物対策課)、竹の内産廃処分場対策室、新最終処分場整備対策室、放射線物質汚染廃棄物対策室

国庫補助金（海岸漂着物等地域対策推進事業）の受入について、調査遺漏が認められたので、今後再発しないよう対策を講じられた。

(内容)

令和4年度中に国の交付決定を受けた繰越事業において、調査を行っていなかったもの。

- ・件数 1件

・金額 45,062,000円

(6) 子ども・家庭支援課

児童扶養手当給付費返還金において、収入未済が認められたので、収納促進と適切な債権管理に向けた対策を講じられた。

(内容)

児童扶養手当給付費返還金

- ・令和4年度収入未済額

現年度分 3,528,530円

過年度分 15,936,500円

合 計 19,465,030円

- ・令和3年度収入未済額

現年度分 4,924,110円

過年度分 13,217,510円

合 計 18,141,620円

(7) 子育て社会推進課

補助金等精算返還金において、収入未済が認められたので、収納促進と適切な債権管理に向けた対策を講じられた。

(内容)

補助金等精算返還金（宮城県事業所内保育施設設置促進事業費補助金）

- ・令和4年度収入未済額

現年度分 10,016,967円

過年度分 0円

合 計 10,016,967円

(8) 新産業振興課

予算執行において、著しく適正さを欠き、速やかに改善を要するものが認められたので、内部統制の体制整備を図り、再発防止に向けた対策を講じられた。

(内容)

産業技術総合センターに係る施設・設備等保全事業において予算執行を怠り、多額の不用額を生じさせたもの。

- ・件数 3件

・冷暖房蓄熱システム更新工事 112,238,000円

・冷温水器発生機更新工事 6,342,000円

・空調設備主要配管更新工事 10,239,000円

(9) 雇用対策課

補助金返還加算金において、収入未済を解消する努力はみられるが、なお収入未済が認められたので、収納促進と適切な債権管理に向けた対策を講じられた。

(内容)

補助金返還加算金

報 告 書 公 報 城 県 同

<p>・令和4年度収入未済額</p> <table border="0"> <tr> <td>現年度分</td> <td>0円</td> </tr> <tr> <td>過年度分</td> <td>35,443,430円</td> </tr> <tr> <td>合 計</td> <td>35,443,430円</td> </tr> </table> <p>・令和3年度収入未済額</p> <table border="0"> <tr> <td>現年度分</td> <td>35,443,430円</td> </tr> <tr> <td>過年度分</td> <td>0円</td> </tr> <tr> <td>合 計</td> <td>35,443,430円</td> </tr> </table> <p>(10) 農村整備課、農村防災対策室</p> <p>国庫補助金（海岸漂着物等地域対策推進事業）の受入について、調定遺漏が認められたので、内部統制の体制整備を図り、再発防止に向けた対策を講じられたい。</p> <p>(内容)</p> <p>令和4年度中に交付決定を受けた繰越事業において、調定を行っていなかったもの。</p> <p>・件数 1件</p> <p>・金額 200,000円</p> <p>(11) 林業振興課</p> <p>国庫補助金の調定において、不適切な事務処理が認められたので、内部統制の体制整備を図り、再発防止に向けた対策を講じられたい。</p> <p>(内容)</p> <p>令和4年度森林環境保全整備事業費補助金において、二重に調定していたもの。</p> <p>・件数 1件</p> <p>・正調定額 10,000,000円</p> <p>・誤調定額 20,000,000円</p> <p>(12) 住宅課</p> <p>県営住宅使用料において、収入未済を解消する努力は見られるが、引き続き収入未済が認められたので、収納促進と適切な債権管理に向けた対策を講じられたい。</p> <p>(内容)</p> <p>県営住宅使用料</p> <p>・令和4年度収入未済額</p> <table border="0"> <tr> <td>現年度分</td> <td>12,430,710円</td> </tr> <tr> <td>過年度分</td> <td>22,487,855円</td> </tr> </table>	現年度分	0円	過年度分	35,443,430円	合 計	35,443,430円	現年度分	35,443,430円	過年度分	0円	合 計	35,443,430円	現年度分	12,430,710円	過年度分	22,487,855円	<table border="0"> <tr> <td>合 計</td> <td>34,918,565円</td> </tr> </table> <p>・令和3年度収入未済額</p> <table border="0"> <tr> <td>現年度分</td> <td>13,368,900円</td> </tr> <tr> <td>過年度分</td> <td>21,666,070円</td> </tr> <tr> <td>合 計</td> <td>35,034,970円</td> </tr> </table> <p>(13) 会計課、会計指導検査室</p> <p>国庫補助金の支出事務において、不適切な取扱いが認められたので、内部統制の体制整備を図り、再発防止に向けた対策を講じられたい。</p> <p>(内容)</p> <p>市町村から提出のあった国庫補助金の概算払請求について、国費請求を怠っていたもの。</p> <p>・件数 1件</p> <p>・金額 600,000円</p> <p>(14) 高校教育課、高校財務・就学支援室</p> <p>高等学校等育英奨学資金貸付金償還金において、収入未済が認められたので、収納促進と適切な債権管理に向けた対策を講じられたい。</p> <p>(内容)</p> <p>高等学校等育英奨学資金貸付金償還金</p> <p>・令和4年度収入未済額</p> <table border="0"> <tr> <td>現年度分</td> <td>69,484,440円</td> </tr> <tr> <td>過年度分</td> <td>341,283,344円</td> </tr> <tr> <td>合 計</td> <td>410,767,784円</td> </tr> </table> <p>・令和3年度収入未済額</p> <table border="0"> <tr> <td>現年度分</td> <td>72,305,263円</td> </tr> <tr> <td>過年度分</td> <td>308,408,123円</td> </tr> <tr> <td>合 計</td> <td>380,713,386円</td> </tr> </table> <p>(15) 高校教育課、高校財務・就学支援室</p> <p>社会保険料及び使用料において、著しく適正さを欠き、速やかに改善を要するものが認められたので、内部統制の体制整備を図り、再発防止に向けた対策を講じられたい。</p> <p>(内容)</p> <p>1 会計年度任用職員の社会保険料及びETCカード利用料において、県費による支出処理を怠り、自費で支出処理を行った不適切な会計事務処理があったもの。</p>	合 計	34,918,565円	現年度分	13,368,900円	過年度分	21,666,070円	合 計	35,034,970円	現年度分	69,484,440円	過年度分	341,283,344円	合 計	410,767,784円	現年度分	72,305,263円	過年度分	308,408,123円	合 計	380,713,386円
現年度分	0円																																				
過年度分	35,443,430円																																				
合 計	35,443,430円																																				
現年度分	35,443,430円																																				
過年度分	0円																																				
合 計	35,443,430円																																				
現年度分	12,430,710円																																				
過年度分	22,487,855円																																				
合 計	34,918,565円																																				
現年度分	13,368,900円																																				
過年度分	21,666,070円																																				
合 計	35,034,970円																																				
現年度分	69,484,440円																																				
過年度分	341,283,344円																																				
合 計	410,767,784円																																				
現年度分	72,305,263円																																				
過年度分	308,408,123円																																				
合 計	380,713,386円																																				

・社会保険料

期間 令和4年11月分～令和5年1月分

金額 312,366円

・ETCカード利用料

期間 令和3年6月分～令和3年10月分

令和4年1月分～令和4年12月分

金額 400,700円

2 臨時的任用職員の社会保険料について、令和4年10月の制度改正により年金事務所への届出が必要であったが失念し、共済費の支出及び歳入歳出外現金の払出をしていなかったもの。

・件数 1件

・金額 646,942円

(16) 文化財課

公有財産において、引き続き財産の報告時期の遅延が認められたので、速やかに是正するとともに、内部統制の体制整備を図り、再発防止に向けた対策を講じられたい。

(内容)

前年度において財産の報告時期の遅延があった歴史の道標社説明板について、財産の異動報告が行われていなかったもの。

・件数 29件

・取得金額 14,486,950円

(17) 警察本部

返還金において、調定遅延が認められたので、今後再発しないよう対策を講じられたい。

(内容)

カード決済に伴う金融機関からのキャッシュバックに伴う返還金について、令和3年11月26日に調定すべきところ令和4年6月6日に調定したものの。

・件数 1件

・金額 3,500円